

令和6年度  
第3回 江東区こども・子育て会議  
会 議 録

令和6年8月5日

○出席者（敬称略）

○委員（◎会長 ○副会長）

氏名	所属団体等	
◎鈴木 秀洋	学識経験者	日本大学大学院危機管理学研究科教授 日本大学危機管理学部教授
○内藤 知美	学識経験者	田園調布学園大学子ども未来学部教授
宮原 満	福祉関係者	江東区公私立保育園園長会会長 (亀戸浅間保育園 園長)
山田 不二子	福祉関係者	医師 認定NPO法人チャイルドファーストジャパン理事長
田村 満子	〃	NPO法人こどもの発達療育研究所理事長
秋山 三郎	〃	NPO法人東京養育家庭の会川の手支部 ホームスタート こうとう 代表
石村 あさ子	保健関係者	公益社団法人東京都助産師会江東地区分会会長
内野 成浩	教育関係者	私立幼稚園協会会長 (神明幼稚園 園長)
北島 千絵	地域活動関係者	主任児童委員
井元 まどか	公募委員	
三堀 大介	〃	

○区職員

役職名	氏名	備考
こども未来部長	堀田 誠	
地域振興部	青少年課長 篠碕 修	
障害福祉部	障害者施策課長 小林 愛	
〃	障害者支援課長 工藤 充	
生活支援部	保護第一課長 干泥 香	
〃	保護第二課長 石黒 貴根	
〃	生活応援課長 根本 将司	
健康部	保健予防課長 吉川 秀夫	
こども未来部	こども家庭支援課長 鳥谷部 森夫	
〃	保育計画課長 渡邊 明雄	
〃	保育課長 神山 大輔	
〃	児童相談所開設準備担当課長 加納 正裕	
〃	こども政策推進担当課長 西 博	
教育委員会事務局	学務課長 佐久間 俊育	

〃	教育支援課長	木内 苗津子	
〃	地域教育課長	大田 修一	

○欠席者（敬称略）

なし

○区職員

役 職 名		氏 名	備 考
こども未来部	養育支援課長	桑畠 麻未	代理職員出席

<傍聴者>

6名

## 【会議録】

### ○こども政策推進担当課長

開会に先立ちまして、事務局から事務連絡をさせていただきます。

本日の会議についてですが、欠席の連絡は特にありません。出席理事者については、養育支援課長より代理出席の連絡がありましたことをご報告いたします。

続いて、資料についてですが、委員の方には今回も紙資料を机上に配布しております。封筒の中身をご確認ください。区理事者につきましては、ペーパーレス化を推進のため、ご持参いただきましたPC端末にてご確認くださいませようをお願いいたします。また、机上に委員名簿などを格納したクリアフォルダー等を配布しております。資料は次回以降も使用するため、会議終了後お持ち帰りにならないようお願いいたします。

次に、委員の方の封筒には本日の委員謝礼金の請求書の用紙も配布しておりますので、所定の欄に記入押印いただき、本日の会議終了時に事務局までご提出くださいますようお願いいたします。

なお、記録のために写真撮影と録音をさせていただきますのでご了承ください。また、会議の議事録につきましては、委員名と発言内容が公開されます。議事録作成のため、発言の際には氏名を述べていただきますよう、ご協力をお願いします。

また、本日、傍聴を希望される方が6名いらっしゃいます。本日の会議については公開として傍聴を受け付けておりますので、ご報告申し上げます。また、傍聴者は既に傍聴席についておられますので、よろしくをお願いいたします。

ご案内が長くなりましたが、事務連絡は以上でございませ。それでは、ここからの進行は鈴木会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

### ○鈴木会長

皆様こんにちは。それでは、ただ今より、第3回江東区こども・子育て会議を開催いたします。

本日はお忙しい中、出席いただきまして、ありがとうございます。

先ほど会議傍聴についての話がありましたが、傍聴の方に申し上げます。会議決定により会議の公開についての取扱要領が定められています。傍聴にあたっての主な注意事項はお手元の「傍聴券」にあるとおりですので、よくお読みの上、静粛に傍聴いただくようお願いいたします。

それでは、次第2の議題(1)「(仮称)江東区こどもの権利に関する条例案の概要について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

### ○こども政策推進担当課長

それでは、(1)「(仮称)江東区こどもの権利に関する条例案の概要について」ご説明いたします。机上に紙でお配りしています参考1は、前回のこども・子育て会議でいただいた意見及び、庁内の関係所管かの意見を反映した条例修正案を文章化した参考資料となります。

資料1から一括で説明させていただきます。

まず机上配布の参考資料1をご覧ください。「こどもたちにわかりやすい表現にするべき」との

前回会議でのご意見を踏まえ、全体を通して小学校高学年程度でも理解できる表現に書き換えるとともに、全ての漢字にルビを振っています。なお、小学校低学年以下向けの資料については、条例文が確定後に作成予定です。次に、「区条例のメッセージ性が弱い」といったご意見を踏まえ、条例の前文については、文頭で「みなさんは」といった子どもたちに語りかけるような表現を使っています。

次に、資料1をご覧ください。こちらは参考1の内容をまとめ、一部の表現を大人向けの表現に戻した資料であり、今後区議会等で説明する際に使用する資料のベースとなります。内容は、机上配布している参考1の全ての要素を網羅しています。

まず、「1 前文」ですが、(1)子どもは、かけがえのない存在であること。(2)権利の主体であり、同時に守られる存在であること。(4)いかなる差別も受けない権利があること。(5)生きる権利・育つ権利があること。(6)自分の意見を述べ、社会に参加する権利があること。(7)困った時にはおとなから助けをもらえること。(9)子どもには可能性があふれており、もし、失敗してもやり直せること。を記載しています。次に大人は、(3)子どもにとって最善の利益となることを考えなければいけないこと。(8)地域全体で子どもを見守り、応援すること。を記載しています。そして前文の最後に、子どもの権利条約とは異なる区の独自性を反映する部分ではありますが、区の決意表明として、(10)区は、子どもの権利を子どもやおとなに理解されるように伝えていくこと。(11)子ども一人ひとりが大切にされ、生まれてきて良かったと思える社会を目指すこと。について宣言しております。また、前回会議でご意見のありました普及啓発の記載について、以前は条例案の最後に記載していましたが、普及啓発の重要性を鑑み今回の修正案では、この後説明する「区の役割」に記載するとともに、前文の(10)においても記載する形をとっています。

次に、「2 目的」ですが、冒頭の「日本国憲法」から「条約の考えをもとに」という部分については、以前は前文にあった表現を全体のバランス等を鑑みて、こちらに移動させているほかは、大きな変更点はありません。

次に、「3 定義」ですが、「18歳未満」や「在住、在学」などの一部表現を、机上配布している参考1では、わかりやすい表現に修正しています。

次に、「4 大切な権利」です。こちらは、前回の概要版には掲載していなかった部分ですが、今回は概要版にも掲載する形を取っています。なお、内容については、前回から大きな変更はありませんが、(1)子どもは、生まれた時から権利を持つ人として、あらゆる場面においてその権利が尊重される。(2)自分の権利が大切にされるのと同じように自分以外の人の権利も大切にします。としています。

2ページをご覧ください。「5 保障される子どもの権利」です。こちらは、参考1の3ページ中段にある「子どもにとって最も大切なことを考えてもらえる権利」から4ページ下段にある「自分の意見等を明らかにし、参加する権利」までの内容を記載しています。前回会議でのご意見を踏まえ、一番上の(1)に「子どもにとって最も大切なことを考えてもらえる権利」を追加しております。次に、(2)は「安心して生きる権利」です。「命が守られ、愛され、大切にされること」「健康が守られ、必要な医療や行政サービスが受けられること」「あらゆる差別を受けないこと」「身体的・

精神的な暴力や虐待を受けないこと」です。内容について前回からの変更点はありません。次に、「(3) 自分らしく育つ権利」です。変更点は、①の最後に「そのための環境が整えられること」と追加しています。また②に、これまでなかった表現として「様々な文化、芸術、スポーツ等に触れて、豊かな経験ができること」を追加したほか、③の冒頭には、「自分の考えで」という言葉を追加しています。④については、前回資料よりも文章をシンプルな構成に変え「個性や可能性が大切にされること」としています。次に、「(4)守られる権利」については、前回会議での意見を踏まえ、(5)と順番を入れ替えています。その他の変更点としては、以前は①経済的搾取等と②に分かれていましたが、今回は「①こどもの健やかな育ちを害するものから守られること」に統合しています。また、「②プライバシーや名誉が守られること。」について前回からの変更点はありません。③については、わかりやすい表現に変更し、「おとなに助けを求め、自分の思いをおとなに受け止めてもらうこと」としています。次に、(5)は、この後説明する「6 区の役割」の内容調整に伴い、項目名の最後と④に「参加する権利」を追加しています。また「①自分の意見等をことばやその他の方法で自由に表現すること」と「③こどもの意見はおとなの意見と同じように大切にされること」について変更点はありませんが、①については、「ことばやその他の方法」とすることで、ことばを話すことができない乳幼児などのことも念頭においた記載にしています。②は、「自分にとって必要な情報をおとなや社会から得ること」として、前回は「発達の程度」などの表現を修正し、わかりやすい表現にしています。また、④には「自分の考えで地域活動などに参加すること」と追加しています。

次に、「6 区の役割」についてです。こちらは、前回の会議資料では「保護者、区民、育ち学ぶ施設の関係者の役割について」と概要版は、1つにまとめていましたが、今回はそれぞれ概要版でも切り分けてお示ししています。まず区の役割として(1)「関係者等と協力し、こどもの権利が守られるための取り組みを推進する」など4点を区の役割としています。前回会議では、区の役割の中で「努めます」ではなく、踏み込んだ表現に変更してもいいのではといった意見が出ました。しかしながら関係所管とも協議した結果、支援が行き届かないことが起こり得るため「支援します」といった断定的な表現を用いることについては、再検討して欲しいといった意見が、複数の部署から寄せられました。そのため今回の条例案6-(1)では「関係者等と協力し、こどもの権利が守られるための取り組みを推進する」という表現とし、保護者等への各対象への支援等についても「協力して取り組みを推進すること」という表現に変更する形を取っています。また、会議後に提出された意見シートで、「こどもの権利を守るための取り組みの中に、区は、こどもが育ち学ぶ施設を充実するよう整えるといった趣旨の文言を、必ず入れて欲しい」といった意見がありましたが、同様に6-(1)では、「こどもの権利が守られるための取り組みを推進する」という記載に含まれるものとして整理しております。区としては、人員上の制約、物理的な制約などがある中でも、対応可能な範囲で、こどもの権利を守るための取り組みを推進してまいりますので、条例上の表記については、ご理解いただけますようお願いいたします。また、「区の役割」の(3)、(4)について前回は、条例の最後の方に記載していましたが、普及啓発の重要性を鑑み、先ほども説明した前文だけではなく、区の役割にも含めております。

次に、「7 保護者の役割」については、(1)子育てに第一の責任を有する人として、こどもの最善の利益を考え、こどもの権利が守られるように努める。(2)区や区民、育ち学ぶ施設などと協力しながら、こどもが健やかに育つように努める。以上2点を保護者の役割としています。

次に、「8 区民の役割」については、(1)関係者と協力して地域の中でこどもの権利が守られるように努める。(2)地域でこどもを見守り、区とともにこどもが安全に安心して過ごせるまちづくりに努める。以上2点を区民の役割としています。

3ページをご覧ください。最後に、「9 育ち学ぶ施設の関係者の役割」については、(1)こどもが自分で考え、遊び、学び、活動することができるための支援を行い、こどもの権利が守られるように努める。(2)保護者が安心して子育てができるための支援を行い、こどもの権利が守られるように努める。(3)保護者や区民に施設の情報提供を行い、互いに協力しながら施設運営を行うように努める。以上3点を育ち学ぶ施設の関係者の役割としています。なお、「7 保護者の役割」から「9 育ち学ぶ施設の関係者の役割」に共通する点としては区が直接行う項目ではないため、文末を、「努める」という表現に統一しています。

次に、「10 こどもの権利が守られていない状態からの回復」についてです。こちらは、条約がない区条例独自の項目となりますが、(1)区、保護者、区民及び育ち学ぶ施設の関係者は、こどもの権利が守られていない状態について早期に発見し、回復のための支援に努めること、(2)区は、こどもの相談に応じ、こどもが安心して育つことができる環境づくりに努めることを示しています。また、前回の会議で「条例の改定について附則に2年ごとといった取り決めを記載しては」といった意見がありましたが、改定のタイミングについては国の法改正等に伴い、条例改定が必要な時に随時検討することといたします。また第三者制のある権利擁護機関などの設置については、条例施行後の取り組み内容等が決定していないため、現時点では条例には含めておりません。しかしながら第三者機関の設置等については、今後検討を進め設置する場合には、他自治体の事例も参考に、別に設置条例を定める形での対応を検討してまいります。そのほかにも複数項目において、「表現を見直して欲しい」といったご意見がありましたが、現時点で可能なものについては、できるだけ条文の表現や内容などを修正をしています。

最後に、前回の会議で「条例内に、区としての具体的な支援内容を記載して欲しい」といった意見もありましたが、条例については、昨年度のこども・子育て会議でも説明していたとおり、あくまで理念条例として位置付けています。こどもの権利を守るための具体的な取組内容については、最新の状況に応じて柔軟に対応できるよう、こども計画への記載などを検討してまいりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

条例案の概要の説明については以上となります。

○鈴木会長

ありがとうございます。委員の皆様からご質問、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

○山田委員

改正ありがとうございます。非常に読みやすくなったし、わかりやすくなったと思います。1点目、資料1についてです。条文に落としたときに順番が、文脈によって前後入れ替わるといったことがあると思いますが、概要については、重要度に沿って順序を並べたほうがいいと思っています。国連の「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」について、現実世界へ普及啓発をしているのは、ユニセフです。ユニセフの解釈について、全面的に正しいかについては、多少議論があるところではありますが、ユニセフが出している「子どもの権利条約」でも基本原則4本柱の順序は、生きる権利、育つ権利、最善の利益、意見等表明、差別されない権利の順番なので、少なくとも概要版は、「生きる権利」を筆頭に、「最善の利益」が保証されて、その後に「意見等表明する」「参加する権利」がきて「差別されない」といったこの順序がいいと思います。「最善の利益」を上にしてくれたことは、いいことかもしれませんが、ユニセフの順序に従うと、やはり「育つ権利」が3になって、今の4が3になり、6が5になり、4が6になると思います。そういった立て付けの考え方、優先順位を前文に変えた場合、「て・に・を・は」などの接続詞によって書きぶり自体は、前後入れ変わるかもしれませんが、重要度は、今の順序でないとならざるを得ないという意味で「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」にのっとっているとは言い切れませんと思います。

2点目、啓発のところが前回は、最後にまとめて入っていましたが、今回は、どちらかと言えば文章中に散りばめられた感じがあります。条例を啓発することについて、前回子どもが権利を学ぶ機会が薄いと指摘させていただきました。これに対して「子どもの権利について伝える努力をする」となっていますが、概要では「子ども本人が主体的に学べる」といった言葉になっていますが、それが条文になると、「子どもが子どもの権利について学び」しか書いていないので、「主体的に」という意味合いで条文として若干弱いと思います。もちろん我々大人も伝えますが、ただ受け身で学ぶのではなく、子どもたちが、「自分たちの権利」について自ら知る努力を子どもにある程度保証することが必要だと思います。例えば「子どもは、子どもの権利について自ら学び」といった与えられるだけではなく、獲得するための努力が、子どもには保証されるといったことが入っていたほうが良いと思いました。

3点目ですが、行政として「支援します」といった表現を使いづらいのは、わからなくはないですが、「児童福祉法」や「子ども基本法」でも「最善の利益の考慮するよう努めなければならない」といった文章になっていて、ものすごくオブラートに包まれています。例えば児童福祉法第2条「児童の最善の利益を考慮する」と書ききれないため「児童の最善の利益を優先する」と言い切れなため弱くして、「努めなければならない」と言葉を、どんどん緩くしていっています。実現の可能性でいくと、強い表現にできないといったことも理解できますが、「考えていかななくてはけません」と「考えてくれるだけで、やってくれないのでは」と受け取れます。考えるだけではだめで、考えたことを「実践する」と表明しないと、考えるだけは、誰でもできるとなってしまいます。資料1だと前文「(3)おとなは、子どもにとって最善の利益となることを考えなければいけないこと」が該当します。考えて実践・努力をするまでが大人の責務だと思います。それを享受できるのか、または、「権利は持っているも行ってもらえないかも」といった文章になってしまうのか微妙だと感じ

ます。もう少し大人が考えて行うことを享受できる権利を持っていることが、明確にわかるようなニュアンスの日本語にしていきたいです。

4点目、胎児の問題についてです。「生まれてから権利を有する」という表現が、胎児も含むと裏側では明確になっているといったことですが、本当にそれでいいのかと感じています。

○こども政策推進担当課長

ご意見ありがとうございます。まず条文の順序や表現については、再度検討します。

条文での「こどもたちが主体的に学ぶ」の部分について、どういった権利があるのか主体的にこどもたちが学べるような表現にといったご意見でしたが、こちらも再度検討します。また、考えるだけではなく実践の努力をとったご指摘については、再度検討はしますが、現段階では「努める」といった表現で進めたいと思います。ただ決して後ろ向きに考えての「努めて」ではないといった点は、ご理解いただけたらと思います。

○山田委員

「努めて」と書かざるを得ないことは理解しています。でも「考える」だけでは足りないのではないか、実践することを努めてもらわないといけないのではないかとといった指摘です。

○こども政策推進担当課長

再度検討いたします。

○山田委員

もう1点だけいいですか。「差別と暴力を受けない権利」について、どちらを上位にすべきか悩ましいと思いますが、確かに子どもの権利条約の4本柱では「差別を受けないこと」となっているので、こどもにとって身近にある内容としては、もちろん差別もあるとは思いますが、暴力とか虐待を受けないことも該当すると思います。身近な人からの暴力や虐待となると、なかなかこどもは、自分の権利を主張できずSOSを出せるかと考えると、難しいと思います。差別と暴力のどちらを上位にすべきか、もう一回検討していただきたいと思いました。

SDGsのターゲット16.2「子どもに対する暴力の撤廃」といった大きな目標が、国際的に示されていることを考えると、もちろん差別はいけないことですが、こどもにとって身近な問題は、虐待や暴力なのかなといった気がしないでもないです。ただ私自身が、日頃そういった活動に取り組んでいる関係で、このような視点になる可能性を考えると他の委員のご意見も伺いたいです。

○内藤副会長

ユニセフも、4つの並び替えを見直している段階です。そこの整合性もしっかり合わせていただきたいです。ユニセフも再検討している部分があるため、最新の情報でしっかり統一していただければと思います。

○山田委員

私も、疑義があることは聞いています。

○鈴木会長

ほかいかがですか。事務局からありますか。

○こども政策推進担当課長

第4条の件です。こちらについては、考えるだけではなく考えて実践する。そういった活動を行う権利が守られますといった意味で記載しています。

○鈴木会長

追加、補充として、先ほどの山田委員のお話だと、前文(3)「考えなければいけない」と「5 保障されるこどもの権利」の(1)「こどもにとって最も大切なことを考えてもらえる権利」についてのご指摘でした。または「考え実践する」といった言葉にして、見出しの工夫をしてもいいのではといったお話でした。

○こども政策推進担当課長

再度検討させていただきます。

○鈴木会長

ほかいかがですか。

○北島委員

3 ページ、第4条についてです。こどもも読めるような条例案ということで、文章の書き方だと思いますが、「最も大切なことが何かを考え、」とここに「、」を入れてしまうと途中で切れてしまう感じがあるため「最も大切なことが何かを考えたいうえで行ってもらおう」といった感じで、これが「行う」につながるような流れの書き方になればいいと思います。

○こども政策推進担当課長

ご意見ありがとうございます。修正について再度検討いたします。

○鈴木会長

ほかいかがでしょうか。

○内藤副会長

資料1の1ページに「4 大切な権利」という項目がありますが、これが入ることにより若干「これ以外は大切ではないのか」と捉えられるので、「大切な権利」という形でいいのか。皆様のご意見を伺いたいです。いかがでしょうか。

○鈴木会長

私もひっかかりました。多分、普通の法律の切り込みだと「基本理念」とかになって、この後に基本的な、具体的な権利が入ってくると思います。基本理念といったものを言いたいとは思いましたが、並びが「権利」で並んでいるので並列にしたかったのかお聞きしたいです。

○こども政策推進担当課長

まず「大切な権利」というところで、この2つが、大前提にあります。それ以後に保障される権利ということで切り分けて載せています。今回、4と5の2つに分けていて、先ほどの説明のとおり「5 保障されるこどもの権利」は、それぞれ条文では分かれているので、(1)、(2)から(5)まで全て切り分けて表現する予定です。ただ、「大切な権利という表現が誤解を招きかねない」といったご意見もあるため、表現については、再度検討させていただきたいと思います。

○鈴木会長

総論的ということかですか。

○こども政策推進担当課長

はい。

○秋山委員

今の4番の「大切な権利」(1)の「こどもは生まれた時から」の部分、これは何回も山田委員が、「生まれた時から、出産されてからのことを指しています。その前の権利は、何かしら考慮できるような形で」とずっと言ってきましたが、そこらへんは、もう少し考慮されるような形になるのでしょうか。

○鈴木会長

いかがでしょうか。特に本会議では強調されていたところかなと思います。

○こども未来部長

この件については、庁内でも検討してきました。結論としては、民法の人の権利は出生によるという規定などを考えると、確かに妊娠中絶のできる前だとなかなか難しいですが、前回の会議でも、それ以降といったご意見もありましたが、やはり民法上の規定との整合性をとると、どうしても一定のスタートラインを決めざるを得なかったため、現状ではそのままのままでの形になります。

した。

○宮原委員

内容についてではないですが、来年の4月1日からのフローというか、いつまで議論できるのかといったスケジュールを教えてくださいたいです。

○こども政策推進担当課長

スケジュールは、パブコメの関係もあるため基本的には条例の内容については、今回のご意見を参考に修正した分を、次回9月2日で内容を確定、取り決めたいと考えています。その後実際パブリックコメントを実施し、区民の方から意見をいただいたものを12月の第4回定例会に前出しして、実際には3月に議決をいただくといったことになっていますので、こちらの内容については、9月2日までに概ね確定させたいといったスケジュールで動いています。

○山田委員

胎児の問題についてです。「胎児の権利を認める」と書くことが難しいのはわかりますが、児童虐待防止法の第2条に、いろいろな定義があります。第3条には「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。」となっていて、児童虐待とは違う内容として、それを包含する内容になっています。現実に効力はない状態ですが、書いてあります。原則として権利を有するのは、生まれた子どもだけれども、「胎児の命も大切にします」と一文入れることは、問題にならないのではないかと思います。これについては検討の余地があると考えます。権利の主体者として認定は難しいけれども、胎児にも命ある存在として我々は尊厳を守ろうとしていることを、加えることは、理念に反することではないと思います。ご検討いただければと思います。

○こども政策推進担当課長

ご意見ありがとうございます。今のご意見は、現段階では条例案に盛り込むことは難しいと思われませんが、他自治体も見て、再度検討させてください。ただ、なかなか難しいといったところが実際あるという点をご理解いただければと思います。

○北島委員

私は、法律について素人なのでわかりませんが、「生まれた時から」の文言を、小説みたいですが「命を受けた時から」などのアバウトな表現にするのは難しいのかなと思いました。それで、「命を受けた時」はいつなのか。となるかもしれませんが、いろいろな解釈があるからという部分で、法律的にだめかもしれませんが、もう少しアバウトな表現にできたら解決するのかなと思いました。

○鈴木会長

私から会長の立場としてと、自分の学者、研究者という立ち位置から話をさせてもらおうと、1つの提案としては、江東区として、こどもの権利に関する条例を作りたいのかどうか。こどもの権利を守ってこどもの命を守るのであれば、北島委員のご意見にあったように「母親の母体をどう守るのか」といった話が当然ありますし、こどもの母体を守る前提として、母親の権利を守っていくといった、そこを最大限守って支持するといったことです。江東区として現段階で、こどもの権利条例をつくるにあたり、その部分まで広げていこうといった物理的な話であって、法的にといった話であれば、こどもの権利の前に、「妊婦への権利保障、こどもへの権利保障」といった条例の形で、ど真ん中に入れられることは可能です。あとは入れ方の問題として、先ほど「大切な権利」の部分で、「基本理念」のように変えるのであれば、この部分に入れることもできます。3条の1項のところ、**「生まれた時」**と入れて、項を動かして広げていくといった形もあります。または、1項、2項は、そのまま、3項で入れ込んでいて、大切な権利を守るのであれば、「妊娠期からの母親を支える」といったことは重要なことである」「保護者も支える」といった意味合い、また「里親とかも含めて」といった点も考えるのであれば、ここの部分で、ど真ん中の「支える」の部分で、その人たちの権利を守ることを入れてしまうことは、法律では、おかしな話ではないです。法的には可能だと思います。その後の話のところと、帳尻は合うので提案しておきたいと思い、提言しました。

○山田委員

鈴木会長に質問です。名案だと思うのですが、その書きぶりの場合、妊婦さんの支援とか権利保障は入れられると思いますが、胎児はどうなるかと思いました。

○鈴木会長

民法を理解するとなると、先ほどの事務局の話のとおり、出生の段階はどこかになります。権利の主体と考える場合、生まれた段階とか、刑事の段階であれば、一部でも突出したら被害が生じるといった点が、法律の議論です。刑事法の話もすると判例ではないですが、母体の一部説もありますが、そうではなくて、「生まれたところ」というのが、今の刑法の理解です。そうすると「生まれてから」ということで、母体の一部の時というのは、胎児として独立した権利利益があるとは、日本の法整備の中では考えられていません。なので、ここには入れないで逆に「妊婦の段階から保護します、支援します」といった言いぶりだと、今の法律とも外さないで入れられるのではといった形の提案です。山田委員のご意見のとおり、「江東区としては、胎児として権利を守ります」といったやり方もあるとは思いますが、そうすると法律との整合性についての議論が展開されると思うので、そこを展開しても仕方がないと思います。要するに「守らなくてはいけないのは、母体と胎児です。」ということであれば、「そこを支援します」とストレートに出してしまっ、使ってしまえばいいのかなと思いました。

○こども政策推進担当課長

1回引き取って検討いたします。

○鈴木会長

ほかは、いかがですか。

○井元委員

前回欠席だったため、もしかしたら議論されているかもしれませんが、シンプルに読んで気になったところを申し上げます。最初の部分で議論されたみたいに、江東区の立場も理解できますが、条例を読むだけだと、本当にやってくれるのかどうか。「努力します」だけにとどまっているだけに感じて気になりました。もう少し踏み込んで書いてもらいたいというのが、率直な意見です。それ以外に2つあって、資料1「6 区の役割」の「(3)こどもや保護者、区民、育ち学ぶ施設の関係者や区職員にこどもの権利について普及啓発を行う。」この後半部分、職員への普及啓発に違和感がありました。何か意図があったのであれば問題ないと思います。もう1つは、「10 こどもの権利が守られていない状態からの回復」についてです。「こどもの権利が守られていない状態からの回復」とは、区だけではなく、区、保護者、区民、育ち学ぶ施設の関係者といった、この内容に出てくる全ての方が、対象者だと考えられますが、(2)は「区は、こどもの相談に応じ、こどもが安心して育つことができる環境づくりに努める。」となっているため、こちらは、区だけが対象に感じました。資料1に基づいて参考1を見てみると、参考1に書かれている内容は、育ち学ぶ施設の関係者などの身近な人に相談に乗ってもらいたいといった内容が含まれていると思いますが、資料1では、区だけが書かれているため、急に遠くなった感じがするため、現実感がないと感じて気になりました。

○こども政策推進担当課長

ご意見ありがとうございます。「努力します」は、前回会議でも「踏み込んで」という意見がありました。先ほどの説明のとおり、必ず支援しきれないポイントがあって、例えば今、待機児童の問題など解消できていません。解消できないというか、解消できない場合などに「条例違反ではないか」と言われかねない可能性があります。それを、後ろ向きだと言われてしまうかもしれませんが、可能性として、定員があるものについては、解消しきれない点もあるため、区としては出来る限りサービスを提供していきたいのですが、なかなか断定的な表現は、いかがといった意見もあります。それから(3)の「区職員」についてですが、こちらは区の職員、例えば他の部にまたがっても普及啓発が必要といった条件があるため、こちらは「区職員」と書いています。保育に関連する職員も、もちろんこの中に含まれています。10番の(2)については、区だけではなく、育ち学ぶ施設の関係者なども含まれているため、表現は再度検討します。

○こども未来部長

10番目のこどもの権利が守られていない状態についてです。(2)で「区は」と主語が区になってい

ますが、現段階では明確な形ではないですが、今後こどもの権利の救済などについての役割を念頭において、ただ今の段階で、出来る、出来ないではなくて、将来そういったものをつくるにあたり1つの根拠規定として例えば区が、権利救済というものを考えていくといった根拠規定として、書いています。よって、「区が、環境づくりに努める」といった意味合いです。保護者、育ち学ぶ施設が入っていないのは、そういった部分があるとう理解いただければと思います。

#### ○井元委員

ありがとうございます。2つほど理解しました。それであれば、「区職員など」と、ぼかした表現のほうが正確なのではと思います。それから10番についても理解しましたが、「区だけではない」といった表現にしたほうが、こども向けの内容に落とした際に意図が伝わるのではないかと思います。

#### ○三堀委員

所感レベルで恐縮ですが、参考1の資料について意図がわかりました。それを踏まえて、こどもの権利条約とか憲法の差異を、こどもにどのように伝えるのかだと思います。なかなか落としづらいなといった思いが、所感としてあります。条例について、区が、誰から誰に対して伝えたいのかを、読み取るのが難しいです。確かに区が、こどもに対して伝えたいものではありますが。資料1の2ページ「7 保護者の役割」とか、いろいろな条例に基づき考えられたとは思いますが、「こどもの最善の利益を考え」といった部分など、区が保護者に対して新たに条例として発する内容として区民として読み取れますが、また親なので当然ですが、「何か区から出されているな」といった感想になる可能性もあります。一方で、「最善の利益」といった記載を保護者に対しては「最善」としていいと思いますが、例えば区は、これらの言葉を、どういった覚悟で区民に課すのかを、ぜひ明確にしていきたいといった思いが、所感としてあります。

#### ○こども政策推進担当課長

こちらの説明が不足している部分があるかもしれませんが、今回「7 保護者の役割」に「保護者は第一の責任を有する人」ということで、区独自の表現ではなく、こどもの権利条約第18条「こどもの養育についての第一義的な責任を有する」とあるため、そこを参考に記載していることをご理解いただけたらと思います。

#### ○山田委員

それは、ここにいるみんなは、わかっています。でも、あえて書くのかどうかだと思います。これを受け取った側が、どうかといった率直な感想がありましたが、十分親御さんは、わかっているけれども、入れないといけないのかといった気持ちがあるのは、現実だと思います。それを、わざわざ文章にし、硬い言葉で「第一に責任を持つ人として」と入れないといけないのかなと私も感じました。議論が前に戻りますが、資料1の10番「権利を守られていないところからの回

復」で、一番機能すべきは「コミッショナーオンブズパーソン」といわれている人たちで、いつその第三者機関ができるのか、設置するとなった場合、別に設置条例をつくるといった説明でしたが、それであれば、その部分を附則に入れるとか、何かしないと、これではただ言っているだけで、具体性に欠けています。10番に入れられないにしても、附則で別途定めるとか書いてもらおうと、少なくとも、区としては第三者機関を設置の方向で検討していると明確になるのではないかと思います。それから区、保護者、育ち学ぶ施設等の構成で条文ができています。日本の福祉行政で、海外と比べて圧倒的に遅れているのは、行政とNPOの連携だと思います。7月10日に国際子ども虐待防止学会主催で、東アジアをターゲットにしたウェビナーが開催されてプレゼンテーションを行ったのが香港、台湾、シンガポール、日本でした。他の3地域は、当然日本が最も東アジアで進んでいると思ってプレゼンテーションをしてくださったのですが、ふたを開けてみたら、日本が一番遅れていました。その中でも最も遅れていたのが、行政とNPOの連携でした。他の地域は、行政とNPOが情報共有しながら連携していて、なぜ日本が、それをやらないのか議論があり、個人情報の壁が厚く、なかなか行政が持っている情報がNPOに出せないし、出さないことが是とされる国家的風潮があるといった話が代表者から伝わり、これではケアも支援もできないのではないかといった意見が他の3チームからの率直な意見でした。例えばシンガポールからプレゼンテーションをしたのが2人いて、1人は日本でいう厚生労働省官僚で、もう一人はNPO、NGOの代表者でした。その2人は、お互いをファーストネームで呼び合っていて、シンガポールで英語圏なので日本とは異なっていますが、官僚の中核とNPOの代表が、ファーストネームで呼び合うくらい連携をしているといった場面を、まざまざと見ました。日本ではとてもじゃないけど、そういった状況は、あり得ないことです。情報を管理するのは行政、NPOは、自分たちで情報を取ってきて、自分たちで頑張りなさいといった感じです。本当に個人情報の共有の在り方を洗練してこなかった、もちろん個人情報ですので守らなくてはいけない点は第一優先ですが、そこに拘泥してしまったら、いつまで経っても十分な連携はできない訳で、どうやってサービス受給者をファーストに考えて、その人のためにどういった情報を提供するけれど、どういった情報を報告しなくてはいけないのか、もう少し技術を洗練させていかないと本当の意味で、必要なサービスを区民の方たちが受けられないです。NPOとの連携についても、何か書き込めないかと思います。ただ単に「区が頑張ります」「保護者が頑張る」ということだけではなくて、その間を担う人材も役割を果たすといったメッセージがもう一つ加わってもいいのではと思います。条例に書き込むかは別としてNPOと行政の情報を、どうやって管理しつつ必要な情報について共有していくかも含めてやっていかないといけないと思いました。

#### ○石村委員

山田委員のご意見を聞いていて、第三者機関の設置について10番に入れたほうがいいのではと思いました。これを読んでいて私も本当に実行できるのか、あまり変わらないのではと思っていました。これだけの権利に関する条例があるので、覚悟みたいなものもある程度必要だと思います。第三者機関の設置に関しても載せたらよろしいかと思いました。そして、私も現場で、お母さんや赤

ちゃんを見ているんですが、出生数が更に減っている気がします。その辺の数字は、今年になってからどう数字を掴んでいるのでしょうか。私が接している限りでは本気で、こどもの権利をしっかりと守っていかないと、山田委員のご意見にあったようにNPOとの連携など、区と今まで書いてある機関だけではなく、いろいろな団体の知恵をお借りして、こどもを守ろうという気持ちを感じられなかったです。

○こども政策推進担当課長

先ほどの山田委員からのご意見について「7 保護者の役割」で、わざわざ保護者の役割を書くべきといったところですが、ここの表現等については、再度検討させていただきたいと思います。それから、第三者機関についても即答はできないですが、一度持ち帰って検討いたします。あとNPOとの連携等についてもどう盛り込めるか、または盛り込まないのか再度検討させていただきたいと思います。

○秋山委員

前回会議で情報提供しましたが、東京都では9月から児童相談所管内で、養育家庭・里親について意見表明支援員制度を始めます。これについての説明をいろいろ受けました。第三者機関、いわゆる審議会のようなものです。それと、こどもたちに「フェアだから寄り添える」といった形にするのか、そういった部分も含めて、こどもが安心して相談できるといった部分を、もう少し具体的に書いてあげると、もう少し安心してやれるのかなと思いました。もし情報が足りないようであれば、江東児童相談に問い合わせさせていただければと思います。情報提供として発言させていただきました。

○鈴木会長

ありがとうございます。ほかよろしいですか。「区の役割」についてですが、現状だと9条に書いてあり、もう一つ13条に書いてありますが、ここのところが「努めます、努めます」だと、この条例をつくっても意味がないのではないかと、皆さんの話を聞いていると感じました。この部分の文言について区がやる事、民間がやる事、区民がやる事で、最初の一部の説明は、すごく納得がいくのですが、民間や保護者にお願いすることについては、「努めます」でいいと思いますが、区がやることについては、「努めます」から「やります」と義務拘束になってしまうので、そこは条例をつくるのであれば入れていかないといけないということがあります。皆さんの総意として、9条の部分が、ぴったりでないなといった感覚があります。4項のところ「こどもが地域社会等でこどもの権利について主体的に学べるよう必要な支援に努めます。」と、ここは、しっかりと「支援しますよ」と言い切って、支援の程度は、いろいろあると思いますが、ただ踏み込む必要はあると思いながら聞いていました。行政法の学者として、「これは理念条例なので」と多くの自治体で、言い訳的に使われることがあるので、これはいかがなものかと思いました。実際に理念条例にするかどうかは区、自治体の姿勢なので、つくった以上は、それを実現するための予算を付けてやっていくといっ

た話になれば、それは理念条例ではなくなっていくます。条例をつくったけれど、何もやらなければ理念条例になってしまうという話で、通説的に「理念条例だから」といった説明は、ないです。

(理念条例という言葉が) 安易に使われすぎているところがあります。この条例で何をしたいのかといった部分、理念条例にしないように、何かしら情報を入れていくといったことがあってもいいと思います。そう言いながら、時間もない中で案をまとめないといけないといった面もあり時間的にいくと、事務局が、今回出されたものを、どのくらい取り込められるかがありますが、考えていただいて私も入るので、案を次の委員会までに出すといった形の預かりをさせていただいてもよろしいでしょうか。田村委員からありますか。

#### ○田村委員

1点だけ気になったのは、「区職員にこどもの権利について普及啓発を行う。」の部分です。これは、計画策定をするのであれば、その前にやるべきことであって、ここに入れるのはおかしいと思います。そして、区民や育ち学ぶ施設の関係者といかに連携するかということも、「支援に努める」にしてはいかがでしょうか。保護者の役割についてですが、私は苦勞する保護者と面談しながら感じるのは、保護者が「大変」と訴えられるようなものが欲しいと思いました。保護者が、助けを求めればいけない、助けを求める、自分で抱えるなということですか。

#### ○鈴木会長

そのような形も、どこかに入れこめられたらと思います。親がしっかりして何かをやるだけではなく、助けを求めてもいいし、助けを求めないといけないといった形も入れ込められるように事務局で考えていただけるといいと思います。前回田村委員のご意見で、障害の切り分けしないように、前文だけではなく、どこかに一文入らないかといったお願いをしていましたが、そこは入れておく必要があると思います。田村委員、ここに入れて欲しいといった考えがあればお願いします。

#### ○田村委員

「保障されるこどもの権利」のところなのか、「あらゆる差別を受けないこと」に入るのか考えています。障害の問題、貧困の問題などを明記したほうがいいと思っていますが、山田委員いかがでしょうか。

#### ○山田委員

差別を受けないというのは、子どもの権利条約に記載があり大事ですが、差別を受けるかもしれない立場にあるこどもを、より人権を保障するという括り方をすれば、そちらが上にくることは、全然考えないといけないです。差別を受けないことは当たり前のことで、差別を受けるかもしれない状況にあるこどもたちに、より適切で十分な支援体制を組むのであれば、その次に暴力や虐待から守られるといった順番になるかと思います。差別を受けないことだけを冒頭にもってきて理念的に言われても、何を言っているのかなといった感じがします。

○鈴木会長

ありがとうございます。今頂いた意見をもとに、再度修正項目等も出して頂いて、次の会議の前に情報共有して意見を伺う形にさせていただきたいと思っています。

時間の関係上、議題(2)江東区こども計画の骨子案について事務局から説明をお願いします。

○こども政策推進担当課長

それでは、資料2をご覧ください。議題(2)江東区こども計画の骨子案について説明いたします。

本日説明するのは、第1章から第3章の3-2「計画の基本目標」を記載している47ページまでです。時間が限られているためポイントを絞ってご説明いたします。また、第1章から第3章までございますので、章ごとに説明と質疑応答の時間を設けたいと思います。

それでは、資料の1ページをご覧ください。こちらについては、第1回こども・子育て会議からの追記部分及び修正部分を中心に説明いたします。

まず、「1-1 計画の背景・主旨」です。計画の背景・主旨として、江東区では、第2期江東区こども・子育て支援事業計画を策定し、計画の着実な実行により令和4年度には待機児童ゼロを実現したことを記載しています。また、長期計画における今後の人口見通しでは、これまで増加していた、0～14歳の年少人口の減少が見込まれることなど、本区のこどもを取り巻く環境は大きく変化し、新たな局面を迎えることや、令和6年度をもって計画期間が終了する現行計画に代わり新たに、「江東区こども計画」を策定する旨を記載しています。

次に、2ページをご覧ください。こちらは参考として「こども政策の国の動向概要」を掲載しています。

続きまして3ページをご覧ください。「1-2 計画の位置づけ」ですが、「江東区基本構想」及び「長期計画」のうち、こども・若者に関する部門別計画として策定し、福祉分野の上位計画である「江東区地域福祉計画」や他の部門別計画との整合を図りながら計画を推進します。また、本計画は、「こども基本法」に基づく「こども計画」等に位置付けて策定するものです。そして、令和7年4月1日に施行予定である「江東区こどもの権利に関する条例」の具体的な取り組みを支える計画としても位置付ける予定です。

次に4ページをご覧ください。「1-3 計画の対象」は、第1回からの変更点はありませんが、ページ一番下の「こども・若者のライフステージ」のイメージ図について、乳幼児期を第1回会議では「0歳～5歳」と示しておりましたが、保育園や幼稚園には6歳のこどもも一定期間在籍するため、「0歳～6歳」としました。

5ページをご覧ください。「1-4 計画の期間」ですが、令和7年度から令和11年度の5か年とし、国の制度改正などの必要に応じて途中年度に見直すものとしています。「1-5 計画の策定体制」については、記載のとおりです。

第1章の説明については、簡単ではございますが以上となります。

○鈴木会長

ありがとうございます。第1章について質問、ご意見あればお願いいたします。

○山田委員

4ページのライフステージのイメージ図についてですが、整合性をとると「子ども」は、ひらがなだと思います。法律で「子ども」が漢字になっている場合は、そのままだと思いますが、このイメージ図の場合は、漢字がひらがなになるのではないのでしょうか。

○こども政策推進担当課長

ご指摘のとおりだと思います。修正いたします。

○鈴木会長

ほかよろしいですか。第2章をお願いいたします。

○こども政策推進担当課長

それでは、第2章についてご説明いたします。6ページをご覧ください。「第2章 江東区のこども・若者を取り巻く環境」では、6ページ(1)総人口の推移から24ページまでは、統計データを掲載しています。まず2-1は、総人口の推移です。こちらは、年齢3区分別で見ますと、15歳から64歳までの生産年齢人口と65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。14歳以下の年少人口は令和3年をピークに減少傾向にあります。

続きまして、11ページをご覧ください。「(6) 女性の労働力率の推移」です。こちら、過去10年一貫して増加傾向にあり、20歳代後半は91.2%となっています。なお、ページ下段にある「共働き夫婦世帯の割合」も増加し続けており、最年少のこどもの年齢が1歳から5歳の世帯においても6割を超えており、各年齢の数値を見た場合も10年前より10ポイント程度は上昇していることを確認できます。

13ページをご覧ください。(8)-1は、「教育・保育施設の施設数・定員数・利用者数の推移」です。施設数は令和4年度より微減しております。定員については令和5年度までは増加しておりましたが、令和6年度にかけて微減となっています。また、利用者数については令和3年度より減少しており、令和6年度は令和3年度に比べて1,126人減っております。またページ下段の(8)-2は、「幼稚園の施設数・定員数・利用者数の推移」です。こちらについては、定員及び利用者数ともに減少し続けています。

次に、15ページをご覧ください。ページ下段が、「(9) 保育所待機児童数の推移」です。こちらは、直近10年間で最も多かった平成29年度には、保育所待機児童数が322人でしたが、平成30年度以降は減少が続いており、令和4年度からは0人の状況が続いています。

次に16ページをご覧ください。「(10) 江東きっずクラブの利用者数等の推移」です。江東きっずクラブの施設数は、A登録・B登録いずれも横ばいでの推移ですが、登録人数はいずれも増加傾向に

あり、特にA登録は令和6年度に8,228人となり、ここ5年で約1.5倍増となっています。

次に17ページをご覧ください。ページ上段の「(12) 子育てひろばの利用者数」とページ下段の「(13) リフレッシュひととき保育利用件数」は、ともに令和2年度より大きく増加しており、コロナ前の数値を上回っています。

次に、20ページをご覧ください。「(18) 不登校児童・生徒数の推移」です。小中学校のいずれも増加傾向にあり、令和元年度から令和4年度にかけて小学校で約1.9倍、中学校で約1.7倍の増加となっています。なお、これらのデータは、いずれも資料作成時点のデータです。今後最新の数字に更新された場合には、その数字に都度更新していく予定です。

続きまして25ページをご覧ください。こちらは、「2-2 現行計画の進捗状況」です。25ページから35ページには、第1回こども・子育て会議資料の令和6年度の数値について、把握できた数値などを一部更新した資料となっています。現行計画の進捗状況には、計画値に対する実績値や、そこから見えてくる課題などを記載しています。

26ページをご覧ください。こちらは、第1回こども・子育て会議で、参考1として扱っていた「教育・保育事業の空き定員の状況」を掲載していますが、3歳から5歳児の空き定員が増えています。

次に、31ページをご覧ください。「2-⑦ 地域子育て支援拠点事業」のページ中段、図表40の「利用者数実績」少し色が変わっている部分ですが、こちらの利用実績や、次の32ページから33ページの「2-⑧ 一時預かり事業」の実績等が大きく増加していることがわかります。第1回の会議内容と重なる部分も多く本日は時間も限られるため、こちらの部分の説明と、その他詳細は割愛させていただきます。

次に、36ページをご覧ください。「2-3 令和5年度調査（アンケート・ヒアリング）等結果概要」です。昨年度行った「区民意向調査」と「生活実態調査」の結果概要を載せています。「(1) 調査の概要」では本計画の策定にあたって、こども・若者支援施策の検討及び教育・保育事業の利用量を見込む必要があることから、子育て中の保護者や中高生世代の意見・意向を伺うために区民意向調査を実施しました。また、こどもの貧困問題に関して、貧困層の生活、教育状況やニーズを把握することを目的として、区民及び関係機関・団体を対象にして子育て世帯生活実態調査を実施しました。

37ページをご覧ください。「(2) 調査等からみえる課題の整理」は、アンケートやヒアリング調査の結果、こども・子育て会議で出された意見、及びこどもの権利に関する条例の検討に伴い実施した「こどもまんなかワークショップ」から寄せられた意見等を整理し、次期計画に向けた課題を7つの項目にまとめています。昨年度の調査結果及び今年のワークショップの実施方法についてはQRコードより詳細が確認できるようにしております。次にページ下段の「ポイント① こどもの権利」からは、それぞれの項目について「アンケート・ヒアリング結果からの課題」、「こども・子育て会議からの主な意見」、「こどもの声」、「次期計画に向けた課題・キーワード」をまとめています。38ページ以降ですが、順にポイントがあり、「ポイント② 健康づくり・母子保健」、ページ下段に「ポイント③ 就学前の教育・保育」、次ページ39ページですがこちらに、「ポイント④ こども・若者の健全育成」、1枚めくっていただいて40ページで「ポイント⑤ 家庭における子育て、ワーク・

ライフ・バランス等」、次ページ41ページ「ポイント⑥ 特別な支援が必要なこども・家庭」、42ページに「ポイント⑦ 地域による子育て環境づくり」こちらについて先ほどの「アンケート・ヒアリング結果からの課題」などの項目をまとめております。本日は時間も限られておりますので詳細の説明については、割愛させていただきたいと思っております。

第2章の説明については、以上となります。

#### ○鈴木会長

第2章について、皆さんから質問、ご意見があればお願いします。

#### ○内野委員

第2章の数字については、これから教育・保育施設だけではないですが、いろいろな問題を議論していくうえで、論点を明確にする資料であって欲しいと思っています。論点というのは、江東区において就学前人口、乳幼児人口の激減です。それが、これからいろいろなことに波及する点です。その結果、教育・保育施設の確保方策でなくて、どうやって崩壊を食い止めるか、そのくらいの危機感を持った状況だと思っています。壊滅が予測される状況だと思っています。そこで4点意見を申し上げます。1つ目は、7ページ「年代別（未成年）人口の推移」、それから9ページの「地区別年少人口の推移」ですが、江東区での乳幼児人口が、大きく減少しているのが明らかです。江東区の大きな特徴として深川、城東、湾岸という様相の異なる地域がありますが、「地区別年少人口の推移」を見ると0歳から15歳の数字があります。乳幼児人口は減少していますが、小学校、中学校の人口は増えているため、相殺されて横ばいになっています。こういった資料を出すと、問題点がぼやけてしまいます。ここだけが細かく地区別になっていて、みんな横ばいといった感じになってしまっています。ここはしっかり、乳幼児人口の減少と、3地区に分けた統計がわかるような資料を出していただきたいです。そうすると、これからのいろいろな議論につながっていくと思います。

2つ目、11ページ「女性の労働力率の推移」についてですが、これは「国勢調査」とあるので、日本全体の調査ですか。江東区においても類似した数値になるだろうと思います。そうしたときに、共働き夫婦世帯人口と一口にいっても今は、かなり多様な状況だと思っています。フルタイム、長時間労働、短時間の人などいろいろな働き方をされていると思います。江東区として数字を捉えているのかわからないですが、共働き夫婦世帯といっても、働き方は多様だろうという視点を持てるような資料を出せないですか。そして江東区では2号認定の要件が、今年から緩和されました。週3回4時間パートをしている方も2号認定に含まれます。そうすると幼稚園が1号、保育園が2号ではない状況が、既に生まれていて、幼稚園によっては3割くらいが「新2号」、つまり2号認定を受けても幼稚園を選択する「新2号」の方の割合がすごく増えています。次の計画を考えるときに1号が幼稚園、2号が保育園という枠組みが、今後増えていくといった視点を持てるような資料を出していただきたいです。

3点目、13ページ「教育・保育施設」ということで、幼稚園と保育園をひとまとめにさせていただいたのは、次の計画を策定するうえで本当に大きな一歩だと思っています。しかし25ページで、今ま

での確保方策といった視点での表になっています。その後ろの26ページに「空き定員の状況」をしっかり出しているのが本当に良かったと思っていますが、2点問題があって、次の課題は確保方策ではなく、既に確保されている状況の中で、教育・保育施設が崩壊していくような危機的状況の中で、どう上手く活用して、江東区として保育・教育施策を立てていくのかを議論しなくてはならない訳ですから、これは1つの表にまとめて「確保は出来たけれども、確保しすぎて余っている」といった表を作らないと、いい議論ができないと思います。これは、1号、2号、3号という待機児童があふれかえっている、2号が多くて対応しなくてはならないといった時代の表であって、キーワードは「新2号」だと思います。国が動いている恩恵を受けながら保育園を選択せず、多様な選択の機会がある江東区にしていくことが、これからの課題だと思います。利用者側から言えば、2号が多様になり、随分幅が広がったと。受け入れ施設の側からいくと、預かり保育が充実しているため幼稚園で1割、2割が2号になってきました。それから保育園側もこれだけ空き定員が出てくると、長時間預かれないといった園の主體的な判断、要するに、そういった判断が許されるというか、許されるべきではないかと私は思います。そういった議論につながるような資料を出して欲しいです。切り口としては「新2号」なのではないかと思っています。

○こども政策推進担当課長

ご意見ありがとうございます。ご意見いただいたデータについては、どの様にとり方ができるのかも含め検討いたします。今回は、即答ではなく持ち帰りとしてさせていただきます。

○宮原委員

出生数が減っていて、今年は70万人切るといわれています。江東区も、そのあおりを受けると思っています。保育園の場合は、来年度0歳から影響があると考えています。話がそれますが、公立の幼稚園が追加で合計9園閉園するという情報を耳にしましたが、大英断だと思いました。さて保育園も公立だけでなく私立も定員割れ問題と一番問題なのは、働く人がいないことです。ある保育士養成校では保育園に1人も就職しなかったとか。定員割れプラス働く人たちへの何かがあればいいかなと考えています。

○山田委員

公立の幼稚園閉園というのは、江東区での話ですか。それは、そうなのですか。

○学務課長

公立の幼稚園につきましては、今現在パブリックコメントの最中ではありますが、最終的に方針として、9年度末には7園にする計画で、パブリックコメントを募集しています。

○山田委員

今何園あって、最終的に令和何年に7園ですか。もう一度お願いします。

○学務課長

今のところ16園ありまして、9年度末に7園になる計画です。

○山田委員

今聞いて、私たちが知らないままこの会議が進んでいたのかと不可思議に思いました。お話を受けて、職員の待遇の問題をどうするのかは、区として考えていることがありますか。言葉は悪いかもしれませんが、やはり配置基準を変える、1クラスの人数を減らすとか、今の人数を確保して給与を与えることが、施策としては充たない方法ではないかと思うのでお聞きしたいです。

それから20ページの不登校問題で、資料を変えて欲しいといった要望ではなく、7年度以降の計画を立てていますが、4年半にかけてコロナに苛まれていたため、コロナの影響が、どうしても出てしまっています。情報提供になりますが、土曜日、一昨日に日本子ども虐待防止学会で、「コロナ禍が子どもに及ぼした影響」という国際セミナーを開催し、オックスフォード大学の研究者たちと日赤医療センターの研究者たちが合同で、かなりしっかり研究しています。その途中経過発表が、セミナーでありました。そこで4人のプレゼンターがいて全員共通していたのが、コロナ禍が、脆弱な家庭により強く影響したと。これは統計学的にはっきり出ています。コロナが明けたから問題解決する訳ではなく、一旦与えてしまった構造は、コロナといった原因が抜けたからといって終わりではないです。コロナが誘因になって、別の要因のものが加担した訳ですから、コロナが無くなったから回復する話ではないので、脆弱な家庭に大きなしわ寄せがいった体制で、令和7年度以降の計画を立てていることとなります。そうした時に、どうすればよかったのかという議論があって、こどもの小さな悩み、異変に気付いて周りの大人が前向きに話を聞いてこなかったこと、脆弱な家庭、障害などの脆弱性を持ったお子さん、脆弱な環境にいるこどもたちが負ってしまった悪影響を、コロナ禍の最中にもっと、こどもの声に耳を傾けるべきだった。でも、コロナ対策に追われてしまい、それをしてこなかったために悪影響が出てしまった。こどもの声に耳を澄ますことを、どれだけ充実させていくかが、今後の課題であることが1点です。それとイギリスの状況と日本の状況を比べて何が違うかという点、権利意識が圧倒的に違います。日本のこどもの弱さは権利を知らない、自分に権利があることを知らないことが、脆弱性に輪をかけているとの発表がありました。先ほどの権利条約に関連しますが、具体的にどういうことをすることが、こどもに許されるのか、求められているのか、どうやって体験的にわかってもらうか。せっかく計画を立てて条例をつくるのであれば、権利を学んでもらうための施策として何をするかといった内容が、どこかに盛り込めないかと思いました。もう1点、不登校についてです。一昨日のセミナーで、コロナが及ぼした一番明らかな影響は、不登校児が多いことでした。全ての先進国で同じ傾向がありました。それとともに自殺も増えています。日本は、この2つにおいては、他の諸外国に比べても、イギリスと日本のデータしか扱っていないので詳細は不明ですが、不登校の増え方、自殺の増え方が際立っているといった印象がありました。こどもの異変に、周りの大人が気づいて、こどもが自ら言えないことを、しっかりと聞いたことを実践する力を持つことが大事で、これを条約に盛り込むとともに、計画にどう入れ込むかが大事です。それから、せっかく条約をつくったのであれば、こどもの権利を、もっと具

体的に、こどもに理解してもらうための施策を計画に入れたほうがいいと思います。

○保育支援課長

ご質問いただいた配置基準や職員確保の話について、私から回答させていただきます。

まず配置基準については、今年度から4歳児、5歳児につきましては30対1から25対1に、また今年度になるか不明ですが、1歳児についても国のほうで6対1から5対1に変更する話をしているところです。経過措置の付いているものについては、国の変更に基づいて適切に対処していくものと考えております。この配置基準の関係で、職員の数も増加というか配置の必要性を感じているところです。加えて、先ほどの宮原委員のご意見にあった職員の確保については、入り口も出口も難しいという風にお声を聞いているところです。おそらく保育士になる方も減ってきていますし、資格を取得したとしても、保育施設に入る方も少なく、離職もあるといった状況です。そういった意味では、保育士をどう育てていくか、確保していくかもそうですが、現場にいる保育士の方々の負担の軽減、保育資格を有していなくても保育の現場でサポートしていく人たちを活用するなど、保育の現場で保育士の先生方、看護師の方々も含めてサポートしていくことが必要と考えています。私が言うのも恐縮ですが、保育士は、こどもたちの鏡だと思うので、現場で働く方たちのサポートを考えていきたいと思います。

○こども政策推進担当課長

山田委員からのご意見にあった、こどもの権利を知る機会の創出についてです。これについては、この後説明しますが、基本目標にも入れます。今日は、具体的にお示しできませんが、第4章の中で具体的な施策などの各論にも入れたいと考えています。予算の関係もあるため表現の検討は必要ですが、普及啓発活動に力を入れていく予定で考えているので、次回以降の会議でご意見をいただければと考えています。

○鈴木会長

よろしいでしょうか。

○宮原委員

53ページの第6章についてですが、「PDCAサイクル」でないといけないという何かあるのですか。

○鈴木会長

今日は、3章までについてなので、次回以降お願いします。

○秋山委員

20ページの不登校やいじめの件についてです。先ほど情報共有させていただいた意見表明支援員についてです。一番身近なものでは、学校でスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの充実というのが、新たに第三者機関設置というよりも手取り早い拡充の方法だと思います。今でも各学校に派遣されている訳ですが、まだまだ週に1回、月に2回の配置だと思いますが、そこら辺を今後もっと拡充していくことによって、より身近に自分たちの意見表明を手伝ってもらえることができるのではないかとと思うのですが、いかがでしょう。

#### ○教育支援課長

スクールソーシャルワーカーは、現在週1回程度で学校に訪問させていただいています。スクールカウンセラーについては、都の職員が1人、学校の要望があれば区からも配置をしています。ご意見いただいたとおり、こどもたちの声を聞く、また不安へ寄り添うことは、非常に重要だと思いますので、頂いたご意見を今後も検討して参りたいと思います。

#### ○秋山委員

検討させていただいて、具体的に今ある基準を、どうやって増やしていけるかも含めて考えていただきたいです。何かあった場合にスクールカウンセラーの方たちを通してケース会議等を、活発に実践することによりいろいろな形で助かるこどもが多いと考えています。ヤングケアラーの問題も同じだと思います。そういった部分も含めて実践的な対応をお願いしたいと思います。

#### ○鈴木会長

もし次までに何か、配置についての資料を出していただければと思います。ヤングケアラーも法律になってど真ん中で動いている話ですのでお願いできればと思います。

では、第3章の説明を事務局よりお願いします。

#### ○こども政策推進担当課長

それでは、第3章についてご説明いたします。資料の43ページをご覧ください。「3-1 計画の基本理念」についてです。これまでの説明で、2-1「統計からみる現状」においては、出生数や未就学児人口は減少しているものの認可保育所においては利用者数が増加傾向にあることが、わかりました。また、障害児数や不登校児童・生徒数など特別な支援が必要なこどもが増加傾向にあることなどがわかりました。2-2「現行計画の進捗状況」においては、教育・保育施設で主に3～5歳児を中心に空き定員が増加傾向にあること、居場所や一時的な預かり関する事業について利用者が増加傾向にあることなどがわかりました。また、2-3「令和5年度調査（アンケート・ヒアリング）等結果概要」においては、こどもは大人に対して要望や意見を表明したいと考えていること、未就学児の保育の受け皿や児童・生徒等の放課後の多様な居場所の確保を望んでいること、特別な支援が必要なこども・若者に対して多角的な支援が求められていることなどがわかりました。これらを踏まえ、必要な施策を展開していくにあたっては、こども・若者を取り巻く対象ごとに、「こども・若者」「保護

者」「地域」これら3つの視点に整理をしていくことが必要と考えます。視点ごとに現状や要望の整理をすると次のとおりとなります。まず、「こども・若者」は、一人の権利ある存在として尊重されることを望んでいます。また、こどもの健全な発達に欠かせない成育環境が与えられるなど、こどもにとって一番良いことが叶う社会であることを望んでいます。次に、「保護者」は、共働き世帯が増加し、仕事をしながら家事・育児を行うなど、多忙な生活を送っており、こどもと接する時間が少ないことが課題となっており、子育てに関係する不安や負担が軽減されることを望んでいます。また、「地域」は、見守り、サポートなどの日常的な関りから、親子で参加できるイベントの実施など、さまざまな形でこどもの成長や養育者の子育てを支えることが求められています。

44ページをご覧ください。こうした課題やニーズに対し、区は以下のとおりこども・若者に関する施策に取り組んでいきます。第1に「こども・若者」に対しては、すべてのこどもや若者が権利の主体として、個性を尊重されるよう、こどもの権利についての普及啓発を行います。また、育つ環境によって制限が生じないよう、自分の意思で様々な選択ができるよう、個人の状況に応じた適切な支援を行うことで、健やかに成長できる環境をつくります。第2に「保護者」に対しては、すべての保護者が必要とするサポートを利用できるよう、情報発信手段や事業・相談体制を充実します。これらの多角的な支援を提供することで、子育てにおける保護者の不安や負担の軽減を図り、こどもの最善の利益が守られる環境をつくります。第3に「地域」に対しては、こどもや子育て家庭に対して理解を示し、温かく見守りつつ時には手を差し伸べられるような地域づくりを進め、地域一体となって子育てを応援する環境をつくります。そして、これらの実現を通して、みんなで支えあい、こども・若者たちが心から「生まれてきて良かった」と実感できる社会を目指します。ということ、本区の次期計画における基本理念としたいと考えております。

次に45ページをご覧ください。今申し上げた基本理念で目指す社会を実現するために、基本目標を5つ設定しています。まず基本目標1は、「こどもの権利を守る」として、すべてのこどもが個人として尊重され、権利の主体であることを自覚できるよう、広く「こどもの権利」について周知・啓発を行います。また、権利が守られない環境に置かれたこどもを早期に発見し、必要とする支援につなげられる体制の整備等に取り組むこととしております。次に、ページ下段の基本目標2は、「こどもの育ちを支える」として、すべてのこどもが、生まれ育つ環境に左右されることなく、さまざまな体験活動の機会に恵まれ、自分の可能性を広げられる若者・大人へと成長できる環境を整備や、こどもが健やかに育つためには、保護者の妊娠前からの切れ目ない支援が重要であるため、医療・保健等の関係機関と連携し、母子の切れ目ない支援を提供することとしています。

46ページをご覧ください。基本目標3は「保護者の子育てを支える」として、子育てをする保護者は、仕事との両立、家計の不安や孤立など、さまざまな悩みがありますが、そうした悩みに寄り添うための相談体制を拡充するとともに、子育てにかかる負担を軽減するための支援の充実を図ることとしています。次に、ページ下段の基本目標4は「特別な支援が必要なこども・若者・保護者を支える」として、すべてのこども・若者の「最善の利益」と「ウェルビーイング（幸せな状態）」を保障するにあたり、特別なサポートを必要とするこども・若者とその保護者が、切れ目のない適切なサポートを得られる環境づくりを進めることとしています。47ページをご覧ください。基本目標5は

「社会全体で子育てを支える」として、こどもを社会全体で育むという考え方のもと、地域の団体等の協力を得ながら、こどもが地域の人たちと交流しながら成長できる環境づくりを進めること、また、専門的な見地から質の高いサポートを提供することができるよう、子育て支援に携わる人材の確保や質の向上、それらの人材を含めた地域のサポート体制のネットワーク化の推進を進めることとしています。

そして、次回以降になりますが、今後も第4章を作成していく際に、これらの5つの目標について現状の課題、そして具体的な取り組み方針を関係部署と調整していき10/23に予定されている第5回子育て会議までに、段階的に追記して行く予定となっております。

本日は、特に第3章の基本理念や基本目標の事務局案について、皆様からのご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

第3章の説明は以上です。

○鈴木会長

ありがとうございます。皆さんからご意見をいただきたいのですが、その前に井元委員、三堀委員お時間大丈夫ですか。17時までですか。

○井元委員

17時10分までなら大丈夫です。

○鈴木会長

ご意見あれば優先的にどうぞ。

○井元委員

関係性について確認したいです。37ページ2章のところに、アンケート調査結果として、ポイントが掲載されていますが、例えば「ポイント①」の「次期計画に向けた課題」とあるが、それはどこに紐づいていますか。せっかくアンケートを実施したのに、どこに生かされているのか、私が読んだ限りではわからないので、すごくもったいないと思いました。その関係性を知りたいです。それから、この後の動きとして45ページからの説明をいただきましたが、この45ページからの目標5つを決めたうえで、48ページ以降で具体的な施策を考えていくということですか。

○こども政策推進担当課長

2点の質問についてです。まず、時間の関係で説明を割愛させていただきましたが、ヒアリングやアンケートでいただいたこどもの意見は、今回基本理念などを策定するにあたり参考としていますが、実際に細かい部分を全て3章までに盛り込むのは難しく、細かい部分については、第4章以降に盛り込むことを想定しています。48ページ以降は、具体的施策の展開として本日基本目標などについて概ねご了承いただければ、それを前提に関係所管と課題や具体的施策、現状や課題、取り

組みを今後定めて、次回第4回子育て会議から徐々に埋めていく形です。最初は全て埋まらないと思いますが、最終的には、先ほど申し上げたとおり第5回の子育て会議までには、こちらの具体的施策が埋まっていくといった形になります。

○井元委員

ありがとうございます。理解しましたし、48ページ以降の施策の中に、38ページの下に書いてあるキーワード、35ページのこどもの意見などを踏まえて作成するというので理解しました。そしてすごく大事な点として、今回ワークショップとか開いて区民の方から意見を仰いでいるので、みんな興味があると思うので、それがわかる様に、ここに反映されているとわかるようにしておく、もっとみんなが読んでくれる計画書になると思います。これから検討されると思いますが、例えば48ページ以降、にわかりやすく紐づけされた項目立てなどを意識していただければいいと思います。

○鈴木会長

大丈夫ですか。

○山田委員

今の井元委員の意見に関連してですが、紐づけを明記したほうがいいと思います。その結果、この問題に対して4章以降、ここに書かれているということが、対照表のリストもしくは、文中に「ここを受けてこうしました」といったことが、読んでいてわかるようにしないといけないと思います。期日が迫ってから直すことのないよう、十分な関連性がわからないので、意識して文中に入れていくか、対照表をつくっていく形で進めていただければと思います。あと第3章、施策策定に関与している人間にとっては当たり前かもしれないのですが、「地域」や「社会全体」とは具体的に何か、この表現では具体性に欠けているため、専門用語が並んでいるといった印象を一般市民は受けるのではと思うので、「地域」が内を指し、「社会全体」がどういった連携なのかといった、もう少しわかる文章にしていただけないかと思いました。それから、「切れ目ない支援」とありますが、44ページに「時には手を差し伸べられるような」となっていて、この表現だと、「差し伸べてくれ」と言わないと手を差し伸べてくれないといった印象になるので、この「時には」は、取ったほうがいいと思いました。

○こども政策推進担当課長

まず、先ほどのご意見、アンケート等との紐づけのことについては、資料の構成もあるため今後検討させていただきます。山田委員のご指摘のとおり昨年度からあったご意見ではあるので、事務局としても検討していきたいと思います。それから、「地域とは何を指すか」についてですが、44ページに列挙してはいますが、ただ、どの様に連携しているのかわかりづらいのご指摘については、表現の検討が必要と思うので、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。3点目の45ページ中段の「地域に対して」にある「時には手を差し伸べられる」についてですが、ご指摘のお

りの部分もありますので、表記について再度検討させてください。

○山田委員

確かに44ページに地域などが列挙されていますが、これではわからないといった話をしています。もう少しイメージしやすいように図示して欲しいです。どういった関係性で、こどもや子育てについて支援してくれるのか、もっとイメージできるような形にして欲しいと思っています。

○こども政策推進担当課長

再度検討させてください。

○秋山委員

この図を、もう少しわかりやすくしていただきたいです。

○鈴木会長

具体的な提案があればと思いながら私も浮かばないので、難しいと思っています。皆様からご意見あればお願いします。

○山田委員

企業は例えば、男性の育休を支援するとか、それぞれ主体とする支援のあり方が違うので、それをイメージしながら図にすれば出来るのではないですか。

○鈴木会長

事務局で工夫していただければと思います。

○内野委員

「基本目標2 こどもの育ちを支える」、「就学前の教育・保育事業の質の向上」と書いてありますが、5年後に保育園、幼稚園が、本当に江東区にあるのかと、そのくらい危機的な状況です。保育施設が確保されていることは、一番のインフラではないでしょうか。その危機意識が、あまり感じられません。もう一度お伝えします。基本目標2の中に地域に教育・保育施設があること、就学前の保育施設の確保と入れたほうがいいのではないのでしょうか。

○こども政策推進担当課長

こちらは事務局で預からせてください。

○鈴木会長

新しい児童福祉法で、居場所とか、保育などの地域資源を、どう作っていくか書き込まれています。無い部分については、どうやって作っていくか、といった部分を書き込まれています。既にあって、どう維持していくかが柱として書いてあるので入れる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○秋山委員

基本目標の1、2についてです。先ほどの権利条約の話で、特に基本目標2については、「保護者の妊娠前からの切れ目ない支援が重要であり、母子の切れ目ない支援を提供します。」と条例ではなく計画の中に入れ込めるなら、条例にもう少し入れるよう再度要望したいです。これは、非常に良く書いていると思うので、条例でもこのくらい言い切っただけであれば、ありがたいなと思います。

○鈴木会長

私も、秋山委員と同じ意見です。これは、計画の中にありながら、具体的でいいなと思いました。条例でもこれと同じくらいのトーンで入れればいいのではと思っていました。ここまで書いてくれたので。

○内藤副会長

それと関連して、条例の「3 定義」の(4)育ち、学ぶ施設に、「育ち学ぶ施設とは、保育所、幼稚園、学校及び児童福祉施設等」となっていますが、計画の中にサードプレイスの要素、NPOなどの記載もあるので、こういった多様性の施設の例が入ってくるほうが、こどもに向きやすいと思いました。不登校が、これだけ増えているということで、いわゆる既成の施設だけではないものも含めるといいなと思いました。

○北島委員

基本目標4の「不登校・いじめ・ひきこもりへの支援」、「こどもも大人も障害者も誰でも平等に生きられる社会」とあります。2章に戻ってしましますが、20ページに不登校児童の増加の表が載っています。不登校児童は、基本的に学校に行けていないお子さんで、フリースクール等に通っているお子さんは数えられていないそうです。マイナーな数字になるかもしれませんが、フリースクールを利用しているこどもがどれだけいるのか、フリースクールが江東区にどれくらいあるのか知りたいです。そういった数値を出していいのかわからないですが、江東区がそういう施設を作って、学校にいけなくなったこどもが、通う施設ありますよといった情報提供にもつながると思います。それから、支援学級も増えているといった話を聞くので、支援学級の状況も教えていただければ知りたいです。

○鈴木会長

事務局いかがですか。スクールソーシャルワーカーの人数も含めて、未定というか、確定でないものについても参考資料として出してもらいたいと思います。議論の前提でも必要だったりするので、出せるものは出していただきたいと思います。

○こども政策推進担当課長

データについては、1回確認いたします。

○田村委員

学校でのこどもたちの悩みが多いことについてです。スクールカウンセラーを増やすことも1つの方法ですが、広く考えると担任の先生の理解、周知啓発と条例に出てきますが、一人ひとりの先生が気づく、気づいて先生の方からスクールカウンセラーに助けを求めるといっているのであればいいですが、親がカウンセラーに持ってくるのが、現状では多いのではないのでしょうか。こどもたちが、一番話せるのは先生だし、私が関連しているこどもたちは、その段階で挫折しています。どう理解を図ったらいいのかを、こどもたちの多様性を、もっと力を入れて、そして先生たちも理解すべきではないのかと思います。小学校の高学年、中学校にあがるほど、かなり厳しくなります。こうしたことが、何とかなくなっていかないと、こぼれ落ちる子や自殺を防ぐといったことは難しいと考えます。特に情報が行きわたらなくなって、いじめが悪質になってしまいます。このような点をもっと入れて欲しいとおもいます。それともう1点が、「こどもの育ち」についてですが、就学前の0から5歳は特に親に甘えるため、ひとり親はもちろん、親にゆとりがなさ過ぎます。そこをどう、ゆとりを作ったらいいかです。確かに預かりなどの施策がありますが、家庭で育てている人も行き場をどうしたらいいか、もう少しゆとりある子育てをするには、どういった施策があるのか、家庭で子育てする人の支援があると、ありがたいと思います。

○鈴木会長

今の意見をまとめると、こどもの権利、多様性の尊重とか、保護者のゆとりなどを、条例や基本目標の各部分に入れ込めるのかなと思いました。

○こども政策推進担当課長

ご意見ありがとうございます。こども大綱でも自殺対策、SOSの出し方などについて載っていますので、計画にどう盛り込めるかを、今まさに検討している最中です。よって今後お示しするものについてご意見いただければと考えています。

○山田委員

繰り返しになりますが、SOSの出し方をこどもに教えるのは、人権教育として大事ですが、出しても聞いてくれないことが問題です。言語以外のSOSの出し方を、こどもたちはたくさんやっていて、そこを周りの大人が、受け取れないという状況が、今の日本の課題なので、そこをどう解消す

るかです。

国連かユニセフから、日本の特別支援学級・学校についてエクスクルーシブ（排他的）エデュケーション(教育)であり、もっとインクルーシブ教育(エデュケーション)でなければいけないと出ています。これは差別の観点からも言われていることです。インクルージョン（包括）するには、教師や周りの職員の力がなければできない訳です。それができないからエクスクルーシブ(排他的)、特別支援になってしまい、支援の質が同じような子どもたちを集めて、専門家で対応していくといった形になっています。法律というか、大人側の都合でやっている訳です。そうすると、子どもたちが、特別支援学級の子どもたちと決して接していない訳ではないけれど、一緒に生活している訳ではないので、やはり差別についての意識が育たなくなります。江東区だけの問題ではないですが、これだけ国際的に言われているインクルーシブ教育を、江東区が、どう進めていくかです。北島委員からのご意見にあった、特別支援学級についての情報を、もう少しきちんとデータで出してもらったほうがいいと思います。

#### ○鈴木会長

基本目標1「子どもの権利を守る」、2「子どもの育ちを支える」、3「保護者の子育てを支える」4「特別な支援が必要な子ども・若者・保護者を支える」、5「社会全体で子育てを支える」の形は維持しながら、中身を少し入れ込んでいくほうがいいのか、もう1個は、柱を作る、削るなどのご意見があればいただきたいです。そうしないと次に進めないため、いかがですか。山田委員から社会全体について文言の指摘がありましたが、大きな話として4番目「特別な支援が必要な子ども・若者・保護者を支える」について抜き出して確認的にやるのか、中に入れ込んでしまうのかといった話もありますが、現時点で足りないのであれば、差別するといった意味ではなくて、特別にここを重点的にやらないと問題なので、基本目標4として立ててといった話にはなると思いますが、大きな柱としては、このままでよろしいですか。

#### ○山田委員

基本目標4は、やはり特別な支援を要する子どもがいる。その支援の在り方を、よりインクルーシブ(包括)にしていくということであるため、これはこれで差別を受けうる子どもたちに手厚いケアをしていくといった意味で4を立てるのはいいと思います。5をもう少し細分化しないと、行政がやるべきことと、地域の社会資源と連携してやるべきことが、少し区分けされないとイメージしにくいと思います。SOSを出す側も、サービスを受ける側も自分のSOSをどのニーズが解決してくれるのか、わかる社会全体での「子育てを支える」というイメージでないと、これだけ理念的に書かれても役に立つのか疑念があります。

#### ○子ども政策推進担当課長

基本目標5は、どこが手を差し伸べるのかわかりづらいという意見もあるため、再度事務局で預かって検討いたします。

○秋山委員

結局、条例で区の役割をバンと出しています。それであれば、同じように行政サービスとして何をするか。そして他の地域や企業が何をやるかといった部分を提示することで成り立つと考えます。計画の中で区の役割を、もう少し明確にしてもらえるとわかりやすくなると思います。

○鈴木会長

私の理解は、こども計画は行政計画なので、基本的にこどもの権利を守るのも、育ちを支えるのも区が施策、土台をつくっていくので、最後の基本目標5で「社会全体」と広げていると理解をしていましたが、事務局預かりでは曖昧になってしまうので、そうすると1、2、3も大丈夫かなとなってくるのですが、その点は大丈夫ですか。この枠組みで、その中を充実させることで、対応できるのではないかと考えていましたが、ここははっきりしないと全てが事務局預かりになって、また次に出して、「違う」といった話にならないか気になります。

○こども未来部長

基本目標5の「社会全体」という言葉は、先ほどの山田委員のご意見にあったように、よくわからない言い方という点は、理解できますので、ここの表現の仕方を、もう少しみ砕いた言い方にするのは、我々事務局が考える必要があると思います。会長のご意見にあったように、あくまで区の計画なので、区が何をしていくのかという方向性です。区が地域社会に対して、どんなバックアップをしていくのか、あるいは社会をつくっていくのかといった方向性、基盤をつくっていくといったことになると思います。そうすると大きな枠組みとしては、江東区として何をすべきかを、この基本目標5に書くべきであり、基本的に枠組みは、このままで文言の修正といった形であれば非常に助かると考えています。

○鈴木会長

それでよろしいでしょうか。では、大枠はこの形で、詳細については、皆さんからのご意見を反映させる形でつくって行って、また次回会議の前にご提示したいと思います。

大幅に時間が延長してまいりましたが、議題(1)、(2)についてはこれで終わります。

その他で事務局からあればお願いします。

○こども政策推進担当課長

事務局から4点連絡です。

まず、本日机上配布している参考1は、前回同様に非公開資料なので持ち帰らず机上に置いておいてください。

次に、会議終了後に質問、意見等がある方は、事務局からお送りする「意見シート」にご記入のうえ8月7日正午までに提出いただけますようお願いいたします。

次に、先の話ではありますが1月31日午前10時から予定されていた会議についてですが、会場の都合により、午後2時から4時に変更となりますので、ご承知のほどお願いいたします。

最後に、次回会議は9月2日15時から、場所が変更になりまして文化センター5階にて開催いたしますので、ご調整の程よろしくお願いいたします。

事務局からの連絡は以上です。

○鈴木会長

それでは、今回の会議はこれで終了とさせていただきます。皆さん、どうもご協議ありがとうございました。お疲れ様でした。

(終了)